

事務連絡
令和 2年 2月 27日

各府県及び政令指定都市
都市公園担当課長 様

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 都市整備課長

新型コロナウイルス感染症(COVID(コビッド)-19)対策の徹底について

標記については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和2年2月4日付け事務連絡）等において、管理する都市公園等の運営維持管理に従事する職員、運営維持管理に係るすべての事業者に対して、感染症対策に努めるよう周知徹底等をお願いしているところですが、このたび、感染拡大の防止を一層図るための対応について、下記のとおりご連絡いたします。

つきましては、貴団体における都市公園等運営維持管理に関しても参考にさせていただくとともに、府県においては関係市町村（政令指定都市を除く）への周知につきましてもよろしくお願ひします。

記

○都市公園等の園内放送等を通じて、公園利用者に対して感染症対策の実施の呼びかけを行うこと。

（放送文案（例））

- ・国土交通省、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いです。
- ・手洗い、アルコール消毒や、咳エチケットは、感染症対策の基本です。このため、利用者の皆様におかれましては、園内におけるこれらの取組へのご協力をお願い申し上げます。

（参考）

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
（新型コロナウイルス感染症の対応について）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

以上